

運動公園等緑地管理業務委託積算における諸経費率（公表）

かすみがうら市長 宮 嶋 謙
（ スポーツ振興課扱い ）

1. 適用

この基準は、令和 7 年 2 月発注のかすみがうら市所管の運動公園施設の緑地の除草、樹木剪定等の維持管理業務における積算に適用する。

2. 諸経費率

以下の表における諸経費率を採用する。

共通仮設費率 Kr

$Kr = A \cdot P^b$	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下	
	下記の率を適用	A	b
P:対象額(円)	5.40%	24.0	-0.0956

現場管理費率 Jo

$Jo = A \cdot Np^b$	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下	
	下記の率を適用	A	b
Np:純工事費(円)	21.55%	173.65	-0.1324

一般管理費率 Gp

$Gp = -2.48901 \cdot \log(Cp)$ +28.46051%	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	
	下記の率を適用	一般管理費率算定式により算出された率	
Cp:工事原価(円)	11.79%		

3. 委託費の構成

茨城県土木部工事標準積算基準書請負工事費における一般土木の工事費構成に準ずる。